

## 公益社団法人松戸市シルバー人材センター理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、公益社団法人松戸市シルバー人材センターの理事会に関する事項について規定し、円滑な運営を図ることを目的とする。

(召集通知)

第2条 理事会を招集するときは、以下の必要事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- (1) 会議の日時
- (2) 場所
- (3) 目的である事項

(決議の省略)

第3条 理事が、理事会の決議の目的である事項について、提案した場合において当該提案につき理事（当該提案について議決に加わることができる者に限る。以下本条において同じ。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の提案をなす理事は、理事会議長に対し次の事項を通知し、理事会議長がこれらの事項を書面により、各理事及び各監事に対して通知するものとする。

- (1) 決議の目的事項
- (2) 各理事が同意する旨の意思表示をするべき期限
- (3) 各監事が異議を述べるべき期限

3 第1項の理事会決議があったものとみなす時期は、当該提案につき理事全員から書面により同意する旨の意思表示がなされたときとする。

(関係者の出席)

第4条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(決議事項)

第5条 理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会の招集及び議案
- (2) 事業報告、事業報告の附属明細書、計算書類、計算書類の附属説明書及び財産目録の承認
- (3) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

- (4) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任
- (5) 役員の業務分担
- (6) 理事の競業取引及び利益相反取引の承認
- (7) 重要な財産の処分及び譲受
- (8) 重要な契約の締結、解除、変更
- (9) 多額な借財
- (10) 重要な使用人の選任及び解任
- (11) 従たる事務所その他の重要な組織の設置及び改廃
- (12) 内部統制体制の整備
- (13) 理事会における議長が欠けたとき又は事故あるときの順序
- (14) 理事会規程等の重要な規程の制定及び改廃
- (15) 定款に定める役員の当法人に対する損害賠償の免除
- (16) 総会から理事会に授権された事項
- (17) 前各号のほか、法令又は定款に定める事項
- (18) 新規事業の開始又は事業の廃止に関する事項
- (19) 重要な訴訟の提起、応訴、和解等に関する事項
- (20) 前各号以外の業務執行に関する重要な事項

(報告事項)

第6条 代表理事及び業務執行理事は、業務の執行の状況について、3か月に1回以上理事会に報告しなければならない。

2 前項に定めるほか、代表理事及び業務執行理事は、理事会が必要と認めた事項について理事会に報告しなければならない。

3 報告事項の具体的取扱いについては、別表に定める報告基準による。

4 前条第1項第6号の取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(開催)

第7条 定時理事会は、3か月に1回以上開催するものとし、開催月については予め理事会において定めるものとする。

2 臨時理事会は、前項以外に必要な応じて開催する。

(報告基準の変更)

第8条 別表に定める報告基準の変更は、理事会の決議による。

(事務局)

第9条 理事会の事務局は、事務局長があたる。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 別 表

### 報告基準

#### 1. 業務執行状況

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 予算の執行状況           | (3か月に1回) |
| (2) シニアワークプログラム事業の状況  | (3か月に1回) |
| (3) シニア就業支援プログラム事業の状況 | (3か月に1回) |
| (4) 労働者派遣事業の状況        | (3か月に1回) |
| (5) 無料職業紹介事業の状況       | (3か月に1回) |

#### 2. 重要な係争に関する事項 (随時)

#### 3. 昇給、賞与その他人事及び労務に関する事項 (随時)

#### 4. その他理事会が必要と認めた事項